

# 労働基準広報 2017 No.1934

## 9/1

### CONTENTS

**特別企画** 「ストレスチェック」実施促進のための助成金——6

## 平成29年度から事前の小規模事業場登録の届出が不要に

本助成金は、ストレスチェックの実施が努力義務とされる従業員50人未満の事業場が、医師、保健師などによるストレスチェックを実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導などを実施した場合、①ストレスチェックを実施した場合、1従業員につき500円を上限として、その実費額、②ストレスチェック後の面接指導などの医師による活動を受けた場合、1事業場当たり1回の活動につき21,500円を上限として、その実費額（1事業場につき年3回を限度）——を支給するもの。平成29年度から、事前の小規模事業場登録の届出が不要となる等、申請手続きが簡素化された。

（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ 18

〈第37回〉警備業における仮眠時間等を巡る問題  
複数名体制での仮眠時間等も労働からの解放が保障されなければ労働時間  
（弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子）

●企業税務講座 28

第81回 交際費と福利厚生費等との区別②  
通常要する費用の判断基準は  
「非日常性」目的を考慮

（弁護士・橋森正樹）

●企業における多様な人材活用 32

～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～  
〈第12回〉「多様な人材の活躍に  
向けた新たな報酬とは」（最終回）

従来の経済合理性から社会合理性へと人事管理の  
フレームワークを変えていく飽くなきチャレンジ  
（県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏）

●NEWS 1

（厚労省・平成28年の送検事件の状況）司法  
処分件数は4年連続減少し890件/（29年8  
月以降の支給事由に適用）労災年金給付基礎  
日額の最低・最高限度額を改定/（28年度・  
技能検定の実施状況）新たに約30万人が合格  
し累計取得者は約632万人に/ほか

●知っておくべき職場のルール 40

〈第65回〉「技能者の養成」  
技能習得者の酷使禁止や  
職業訓練生に一定の特例が（編集部）

●本誌読者アンケート 17 ●連載 労働スラン  
ブル<sup>®</sup>（労働評論家・飯田康夫） 42 ●労務資  
料 28年度 地方労働局雇用環境・均等部（室）での  
法施行状況①〈育児・介護休業法〉 44 ●わたしの  
監督雑感 山形・村山労働基準監督署長 青山稔  
— 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(17ページ)

#### 労務相談室

#### 回答者

労務一般	〔管理監督者から降職の要望〕 応じる義務あるか	48	弁護士・田島潤一郎
労務一般	〔改正民法が成立し3年以内に施行される〕 人事労務への影響は	50	弁護士・山口毅
雇用保険法	〔法改正で育休期間が子が2歳までに〕 給付金の支給も延長か	52	特定社労士・藤岡衣里子

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内